

平成27年度 委託研究契約事務処理説明書(戦略的創造研究推進事業) 主な改定事項リスト【詳細版】

連番	企業等		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
1	P3	2.	委託研究契約事務等に関するお問い合わせ【個別事項】	・社会技術研究開発の住所の変更
2	P3	3. 4.	3.各種書類等の郵送先 4.返還金等の振込先口座	・JSTの法人格を「国立研究開発法人」へ変更
3	P10	Ⅲ. 3. 2)③ ii)	委託研究費(直接経費)での雇用対象	・研究員等を人材派遣により手当とする場合も、通常の雇用者と同様にJST指定様式の整備が必要であることを明記
4	P14	Ⅲ. 3. 4)	研究機器の共用使用について	・一定の要件のもと、また、事前相談を経て、委託研究費で購入した研究機器を一時的に当該研究機関が実施する他の公的研究開発事業等で使用することが可能な旨を追記
5	P14	Ⅲ. 3. 5)	旅費等の合算使用の取扱い	・旅費および消耗品にかかる合算使用の考え方を追記
6	P15-16	Ⅲ. 3. 6)⑦ i)	利益排除に関する留意事項	・研究開発要素を含む作業を自社の研究者等に依頼する場合に、当該研究者等を計画書上の研究参加者として登録の上、必要に応じて人件費を計上するよう明記
7	P17	Ⅲ. 4.	間接経費について	・「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」の改定に伴いURLを修正
8	P19	Ⅲ. 5.	委託研究費の執行期限	・委託研究実績報告書の提出期限の変更に伴い、業者等への支払期限を変更
9	P21	Ⅲ. 7. 3)	スケジュール	・委託研究実績報告書の提出期限の変更を反映
10	P23	Ⅲ. 9. 2)①	物品の管理	・研究機関の物品管理規程等のルールを踏まえ、「関係府省申し合わせ」を参照の上、研究機関において適切に管理するよう明記

連番	企業等		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
11	P26	Ⅲ. 11. 4) 5)	4) 公的研究費の管理条件付与および間接経費削減等の措置 5) 不正行為等の報告および調査への協力等	・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科科学大臣決定)」の制定に伴い、不正行為発生時に研究機関が対応すべき事項等を追記
12	P28	Ⅲ. 12.	各種報告書の提出について	・委託研究実績報告書【経理様式1】の提出期限を翌事業年度の「5/31」に変更。但し、期中満了の場合は契約期間終了後61日以内とし、中止申請による期中解約の場合は30日以内とする。 ・研究担当者の異動等により年度末をもって中止となる契約の委託研究中止申請書【経理様式4-①】の提出期限を「4/2」から「3/25」へ変更
13	P29	Ⅲ. 12.	研究実施内容の報告について	・研究成果報告書の提出期限が翌事業年度の「5/31」となることを明記 ・研究タイプにより、研究総括等による進捗状況の把握のため研究実施状況や成果について、年度途中、或いは、上記報告期限の前に別途報告を求める場合がある旨を明記
14	P30	Ⅲ. 14. 2)	書面調査と実地調査について	・書面調査による精算後に実施されたJSTの実地調査、研究機関の内部監査、国の会計検査等において不適切な執行が確認された場合は、再精算となり、委託研究費の返還が必要となる旨を明記
15	P32	Ⅲ. 18. 2)	ライフサイエンスに関する研究等について	・「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文科科学省・厚生労働省告示第3号)」を追加
16	P33	Ⅲ. 18. 3)	安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	・経済産業省:安全保障貿易ハンドブックの改定に伴い(2014年 第8版)に修正
17	P33	Ⅲ. 18. 4)	成果有体物の取扱いについて	・成果有体物の取扱いに係る一般的な注意事項を明記

連番	企業等		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
18	P33	Ⅲ. 18. 7)	課題終了後の調査について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の制定に伴いURLを変更</li> <li>・「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の平成26年5月19日付改定に伴いURLを変更</li> </ul>
19	別添1	—	競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共通指針の改定に伴い差替え</li> </ul>
20	別添3	—	研究活動における不正行為等への対応に関する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究活動における不正行為等に係るJST規則の制定により、旧規則と差替え</li> </ul>
21	別添6	—	研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究活動における不正行為に係る文部科学省のガイドラインの制定により、旧ガイドラインと差替え</li> </ul>
22	別添8	—	競争的資金における使用ルール等の統一について[競争的資金に関する関係府省連絡会申合せ]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規追加</li> </ul>
23	FAQ	—	追加 : No.3008、4009、7004、8008 見直し : No.3002、4002、7001 削除 : No.7201	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多く受ける質問を追加し、一部の既存FAQについて見直し</li> </ul>
24	様式		経理様式および知財様式 ※経理様式1および12は後日改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【経理様式3】間接経費執行実績報告書:「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」の改定に伴い差替え</li> <li>・【経理様式6および7】固定資産取得報告書:本報告書の提出期限について、上期分(検収日4/1~9/30)が「10/6」、下期分(検収日10/1~3/31)が「4/2」であることを留意事項に明記</li> <li>・【経理様式8】物品移動申請書:様式名称を「取得物品移動報告書」から「物品移動申請書」へ修正</li> <li>・当機構の法人格の修正(独立行政法人→国立研究開発法人)</li> <li>・レイアウトや記載項目、記載例等の修正</li> </ul>

※上記の他、文意に大幅な変更の無い修正等があります。